

第23回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1. 日 時 平成24年9月3日(月) 午後3時～5時15分
2. 場 所 大阪市役所本庁舎 4階 行政委員会事務局委員室
3. 出席者 (会 長) 石田 法子 (会長代理) 坂元 茂樹
(委 員) 安藤 正彦、梅原 健治、加藤 仁子、上甲 晃、菅原 智恵美、
高津 玉枝、竹村 安子、辻 義隆、堀 智晴、森田 英嗣、
山下 昌彦
(事務局) 市民局 梶本 理事、人権室 今井 企画調整課長、
人権啓発・相談センター 勝村 所長、山藤 相談担当課長、
津村 企画調整課長代理
4. 議 題
 - (1) 「人権が尊重されるまち」指標の運用について(資料1、2、3)
 - (2) 平成23年度、24年度「人権の視点! 100!」実行プログラムの取組みについて(資料4、5、6、7、8、9、10)
 - (3) 人権問題に関する市民意識調査の分析結果について(報告)(資料11)
 - (4) 大阪市人権啓発・相談センター及び区の啓発、相談事業について(報告)
(資料12、13)
 - (5) その他

5. 議 事

【津村企画調整課長代理】

定刻になりましたので、ただ今より第23回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。私は本日、司会を担当いたします市民局人権室企画調整課長代理の津村と申します。よろしく願いいたします。狭い部屋ではございますが、マイクを使用させていただきますので、よろしくお願

いたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

第23回大阪市人権施策推進審議会次第、大阪市人権施策推進審議会委員名簿、配席図を上にお配りしております。議事資料といたしまして、お手元の資料一覧をご覧になっていただけますでしょうか。A4の1枚物で、資料一覧でございます。こちらに記しております順番に読み上げますので、資料をお手にとって確認していただきたいと思います。

資料ナンバーは各資料の右肩上に表示しております。まず、資料1「人権が尊重されるまち」指標の運用について。次に、資料2「人権が尊重されるまち」指標—大阪市を「人権が尊重されるまちへ」—という資料です。次に、資料3、市政モニター質問書「人権行政について」。次に、資料4、大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～に基づく「人権の視点！100」実行プログラム実践マニュアル。次に、資料5、平成23年度「人権の視点！100！」実行プログラム項目別評価。次に、資料6、平成23年度「人権の視点！100！」実行プログラム評価結果一覧でございます。次に、資料7、建設局における「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み。次に、資料8、平成24年度「人権の視点！100！」実行プログラム策定内容一覧でございます。次に、資料9、平成24年度「人権の視点！100！」実行プログラム取組別分類。次に、資料10、人権ナビゲーションマガジンVol.1。資料11、人権問題に関する市民意識調査分析報告書。次に、資料12、平成24年度主な人権啓発の取組み。次に、資料13、平成23年度人権相談件数をご用意させていただいております。お手元にすべてございますでしょうか。

本日は欠席委員の方がおられまして、安由美委員、三軒久枝委員におかれましてはご欠席されるとのご連絡をいただいております。

それでは、大阪市側の出席者をご紹介します。

梶本市民局理事でございます。

【梶本市民局理事】

市民局理事の梶本でございます。よろしくお願いいたします。

【津村企画調整課長代理】

今井市民局人権室企画調整課長でございます。

【今井企画調整課長】

今井でございます。よろしくお願いいたします。

【津村企画調整課長代理】

勝村人権啓発・相談センター所長でございます。

【勝村所長】

勝村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【津村企画調整課長代理】

山藤人権啓発・相談センター相談担当課長でございます。

【山藤相談担当課長】

山藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【津村企画調整課長代理】

それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の梶本からごあいさつを申し上げます。

【梶本市民局理事】

恐れ入ります。大阪市人権施策推進審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申しあげます。

本日は、大変ご多忙の中、また暑さの厳しい中、本日の審議会にご出席賜り、大変ありがとうございます。また、会場が大変狭くて申しわけございませんが、よろしくお願ひ申しあげます。

委員におかれましては、平素から大阪市人権行政の推進をはじめ、市政の各般にわたりまして格別のご協力、ご指導を賜り、大変ありがとうございます。私ども事務局といたしましては本年4月から8月にかけて人事異動がございまして、何分ふなれな審議会の開催でございますけれども、円滑な運営に務めてまいりますので、よろしくお願ひ申しあげます。

本日、主にご審議いただきますのは、「人権が尊重されるまち」の指標の運用についてでございます。本指標につきましては、平成22年度から積極的にご議論いただきまして、委員の皆様のおかげをもちまして昨年10月に策定することができました。改めて御礼申しあげます。今後は、この指標をより市民の皆様にとって身近なものにするため、運用等を図ってまいりますので、より効果的で実りあるものになりますよう委員の皆様の積極的なご審議をお願ひ申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

【津村企画調整課長代理】

それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。

なお、本日の審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則及び審議会の設置

及び運営に関する指針に基づき、公開といたしております。また、本日の議事録、議事要旨につきましては、情報公開を進めるという観点から、後日、市民局のホームページへ掲載する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

今回は、昨年7月にご議論いただき、昨年の10月に策定いたしました「人権が尊重されるまち」指標の運用と、平成23年度、平成24年度の「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについてご説明させていただきます。また、報告事項として、平成22年度に実施いたしました人権問題に関する市民意識調査の分析結果と、大阪市人権啓発・相談センター及び区の啓発、相談事業についてご報告させていただく予定でございます。本日の議題につきまして、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては石田会長にお願いしたいと思います。

石田会長、よろしくお願いいたします。

【石田会長】

それでは、ここからこの議題に沿って審議を進めていきたいと思っております。

いつもと違って狭い部屋で、顔を見合わせての審議ができるんじゃないかと思っております。

まず、1番目の議題です。「人権が尊重されるまち」指標の運用についてということで、お手元の資料2の指標、これは前回の審議会では皆さん方の活発なご意見をいただいていたものですが、これがどのように運用されているのかということについて、資料1から3に基づきまして、事務局のほうからご説明をお願いします。

【今井企画調整課長】

まず、今ご紹介いただきました本日の議題である「人権が尊重されるまち」指標の運用につきまして、資料の1、2、3の3つを使って説明させていただきます。今回は、特に3つのことについてご説明したいと思います。

資料1をご覧ください。

1つ目が指標策定に至る経過でございます。それから、2つ目がその内容と運用について。それから、3つ目が、指標を充実し、活かすために市政モニターを実施しているということのご報告についてです。

まず、1つ目の経過につきましては、大阪市では平成21年2月に策定いたしました「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、市民と協働して新しい人権行政を確立し、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる、住んでよかったと

誇りを持って語れる国際人権都市大阪を目指して推進しています。この「人権が尊重されるまち」指標につきましても、大阪市がこうした「人権が尊重されるまち」に近づいていると実感してもらうための道しるべとして取りまとめたものでございます。

この策定に際しましては、昨年2月10日の第21回審議会において委員の皆様にご議論いただくとともに、2月25日から3月25日にかけてパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からの意見募集を行いました。パブリック・コメントにおけるご指摘、ご意見を受けまして、さらに昨年7月29日の審議会において委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。その後、委員の皆様のご意見が反映した内容に事務局として取りまとめ、昨年10月に「人権が尊重されるまち」指標を策定、公表いたしました。

9月の時点で、各委員の皆様には送付させていただいたので内容についてはご存じとは思いますが、公表したものが資料の2でございます。

この指標につきましても、各区役所をはじめとする本市の関係機関に配付、通知するとともに、ホームページでも公表し、市政だよりにおいても指標策定に関するお知らせを掲載するなど、市民の皆様には周知し、活用を図ってまいりました。

資料の2の中でいいますと、2ページの下のところにありますように、まず、「人権に関心がある」と答えた市民の割合と、「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合、これについては基本理念をはかるものという形で出しております。

そして、3ページ以降ですけれども、さまざまな人権課題について、指標項目を掲げております。現実には今回提案させていただいたこの指標自体、委員の先生方におかれましては、この審議会の時点でも言っていたようにいまだ不十分である、未成熟であると感じられる部分も多々あるかと思いますが、今後、社会情勢の変化、それから、おのこの取組状況を踏まえて指標項目自体、それから数値、課題認識とか現状等の記述についても適宜見直していく予定でおります。また、見直し、改定に際してはその都度審議会のご意見をいただき、より有効な完成度の高いものとなるように運用を図ってまいりたいと思っております。

この3ページからの指標については、できる限りの現在の時点での指標としておりますが、例えばですけれども、6ページにあります子どもの部分になりますと、「自分によいところがある」と思う子どもの割合であったり、「子育てが地域の人に支えられている」と感じる保護者の割合等、市民意識のようなものをとっているものもございしますが、ほとんど

のものについてはもう少し具体的な件数であったり、サポーターとかの数字、どうしても指標ということで、数値化できるもの、具体的な指標のものが非常に多くなっております。

そこで、今回、今年度につきましては、「人権が尊重されるまち」指標に定めている基本理念と同様、さまざまな人権課題の各項目のアウトカムになるような市民意識を把握して指標の運用に活かすということと、今後の総合的な人権行政を推進する上での基礎資料とすることを目的といたしまして、市政モニターを実施いたしました。ですから、この今の指標に、できれば今年度末までにそういうアウトカムの市民意識というものを加えたいと思っております。

そこで、今回の市政モニターの質問書を資料3としてつけております。

市政モニターの質問書につきましては、質問項目1から15の合計15項目となっております。こちらにつきましては、先ほど言いましたように1、2は基本理念に関する質問項目であります。既にっております項目の年次変化といいますか、そういうことをとるために1と2については今ある項目でございます。3から15まではさまざまな人権課題への取組みに関する質問項目であります。こちらについては今回新たに質問項目としたもので、さまざまな人権課題の取組みに関する質問項目として、男女共同参画、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国籍住民、個人情報保護、犯罪被害者等への支援、ホームレス問題、それぞれの質問項目と関係する担当部局の運営方針や重点課題とのかかわりを考慮しながら、各担当と協議・調整を行い、作成したところでございます。

回答につきましては、今回は市民の皆様の意識を数値で把握するということに主眼を置きましたために、自由記述欄を設けず、4項目の回答から1つを選択していただくようにいたしました。さらに個々の人権課題に取り組む大阪市について、モニターの皆様がどのようなイメージを持っておられるかということ把握する趣旨で作成し、現状をご存じない課題もたくさんあるかと思いますが、イメージとしてお答えいただけるような設問にし、「わからない」という選択肢は設けませんでした。

実施期間については、平成24年の8月7日から17日まででございまして、調査対象の市政モニターは公募で応募された郵送のモニター299人、それから電子モニター、インターネットモニター939人の合計1,238人に行いました。

現在回答についての集計・分析を行っているところで、今後9月の下旬ごろに公表することを予定しております。集計・分析結果につきましては今後の審議会でご報告とご審議をいただき、市の事業の運営に活かすとともに、総合的な人権行政を推進する上での基礎資

料として活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【石田会長】

どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に対してご質問なりご意見なりはございますでしょうか。

まだ今現在は集計・分析途中ということで、まとめの報告というのはいできないということのようです。9月の下旬にホームページに掲載されるということですが、このあたりも決まったらまた申しあげますけれども、我々の任期というのがこの10月末で終わりますので、任期中には間に合わない、審議はできないということなので、今のうちにこの指標の運用等について、また市政モニターの分析の利用等についてご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【上甲委員】

質問でいいですかね。

【石田会長】

はい。

【上甲委員】

市長がかわって、大阪都構想で市と府と一体化と、こういう大きな流れの中で、この計画はどうなるんだ、展望と変化はどうなるのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

【今井企画調整課長】

人権行政推進計画、いわゆるナビゲーションという計画自体が、どうやって大阪市が「人権が尊重されるまち」になっていくかということの理念に向けた内容になっております。個々具体的に何をやるというようなことよりも、すべての職員が人権の視点でもって行政を運営していこうと、それから、それを市民に伝えていこうという計画になっておりますので、そのことにつきましては基本的には変更はないと考えておりますので、今のところ、この指標につきましてもよりわかりやすく伝えられるようなものに変えていこうという中身でございます。人権の中身が変わったわけでもなく、人権について職員みんなが考えていこうということについても特に変わってはおりません。

【上甲委員】

今後、例えば市長もかわり、運営という観点からすると、トップがかわるということは

大きな変化の予想があるわけですね。これは他の行政、自治体でも、トップが変わると本
当にいろいろな意味において、考え方はかわらないけどもやり方すべてがかわるとい
うケースが圧倒的に多いんです。ですので、どういうふうにこれが変化していくかとい
うことについて、どういう意見を思っておられるかというのはすごく関心があります。ぜひ教
えてください。

【梶本市民局理事】

大阪市人権行政推進計画につきましては、橋下市長にも説明しまして、今の啓発や相談
業務につきましても十分ご説明しております。人権行政というのは基礎的自治体の業務で
あるかなと思ってしまして、我々はこれから区で、より身近なところでやっていくと。例
えば、啓発なんかも効果的にやっていくというのはありますけれども、市としてこういう
大きな道の中でやっていくということであると思うんです。

それと、大阪府につきましてもこの計画につきましてはきっちり説明しておりますし、
その辺のそごはないと考えています。

【今井企画調整課長】

区のほうに区長が権限を持つような形にかわってきておりますので、今後の啓発事業等
につきましては、より身近な区においてが中心に、区長が権限を持っていく方向性は出
ております。ただ、全体として市としてやっていくということにつきましては、例えば指標
であったりそういうことについては、特に変更がある予定はございません。

【石田会長】

ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、こういう方向で運営を進めていくということについて、承認いただくとい
うことでよろしいですか。

ありがとうございます。

では、次の議題に移ります。

平成23年、24年度の「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについてと
いうことで、資料4から10に基づきまして、事務局のほうからご説明をお願いします。

【今井企画調整課長】

資料が膨大なものになっておりまして申しわけございません。資料の4から10をご説
明していきますが、全部が同じような内容ではございません。3つに分けてご説明させ
ていただきます。1つ目は、取組みが円滑に進みますように、そしてまた定着するよう

いうことで策定したガイドラインとしての実践マニュアル。資料4になりますが、この策定についてまず説明させていただきます。それから、2つ目が23年度の取組みについて。こちらについては資料の5から7までを使って説明させていただきます。そして、最後に3つ目が8から9、10までを使って、今年度の取組みについて説明させていただく予定です。

まず、1つ目の実践マニュアルにつきましては、資料4を使って説明させていただきます。

資料4の表紙の裏の「はじめに」というところをご覧くださいませでしょうか。

この取組みにつきましては、人権ナビゲーションの1つの柱立てである「人権の視点！100！」を活用して、各所属において日常的に行っている業務の中から人権の尊重の視点について気づいたことを業務の改善や工夫といった具体的な行動として実践し、また、その成果を全市的に共有することを通じて、本市を「人権が尊重されるまち」に近づけていくための取組みであります。これは平成22年度から開始し、今年度で3年目の取組みとなっています。

平成22年度の開始から、各所属においてはこの実行プログラムの取組みに戸惑いがあったのは事実であり、それを払拭して円滑に進めていくことが課題であるということを確認いたしましたので、各所属において本当にこの取組みが円滑に、全所属で取組みが進められて定着していくことをねらいとして、今年の2月、ガイドラインとなる実行プログラム実践マニュアルを策定いたしました。

目次がその右にあります。このマニュアル自体は2部構成になっております。1部が「人権の視点！100！」実行プログラムの目的とねらい、具体的な取組み、課題設定の考え方、策定から実施、評価、改善までの流れを示しています。第2部では、本取組みの仕組みであるPDCAサイクルに基づき、計画・実施・評価・改善の段階ごとに、2つあります策定シートというものと評価シートというものの記入例を交えながら、考え方や注意点を詳しく示しております。

3ページをご覧くださいませでしょうか。

この取組みは、各所属において日常業務の中で具体的な行動として実践していただくことで考え方を浸透、定着させていただこうとするものですので、各所属と調整・相談をさまざまな形でしてまいりました。所属によって取組みの姿勢とか程度についてばらつきもございましたし、最初は所属の中には戸惑い、混乱もございました。すべての所属でこの

取組みが正しく理解されて円滑に進めていけるよう、具体例等も含めてガイドラインを示すことで、この取組みをより有効なものとなるようにというのがこのマニュアルを策定した趣旨でございます。

10ページをご覧くださいませでしょうか。

実際に実行プログラムに取り組んでみようということで、これまでは「人権の視点！100！」の観点を取り入れた日常業務の企画とか実施を中心に取組みを作成してまいりましたけれども、事務改善とか職場改善運動、コンプライアンスの取組みなどを組み合わせた形でプログラムを策定してもよいということに変更させていただきました。実行プログラムのいわゆる策定の自由度というのを高めました。加えて、推進の実施につきましても、実際の業務での活用を前提とした策定であれば可とすることも明確にいたしました。

先ほど申しましたように、実行プログラムには2つのシートがございます。実行プログラム策定シート。例えば12ページに載っております。裏です。実行プログラム策定シートというものと、18ページに載っております、今度は評価シート。その2つがございます。これはどちらもこれまでのシートを踏襲しつつ、よりわかりやすいものを目指して項目名の設定から見直し、最低限必要な項目を絞り込むことで簡素化を図りました。また、これまでは中間評価ということで中間時点での評価も行っておりましたが、現実には中間時点での評価は困難であるというような事情も踏まえまして、中間評価は不要として、所属においてプログラムを適切に進捗管理ということにいたしました。

大きく分けて3つと言っておりましたが、今度はこの2つ目でございます。実際にこのマニュアル策定の策定後に行った23年度の実行プログラムの評価につきましてご説明いたします。資料5と6と7でご説明させていただきます。

実際には一覧が資料6になっておりまして、これは全所属におけますものがすべてそろっておりますが、非常に膨大でありますので、取りまとめました資料5のところ、評価のところだけ見ていただけますでしょうか。

50のプログラムのうち43のプログラムが、所属において期待していたとおりの効果があったと評価されています。わかりやすさの評価では、「わかりやすく」というレベルに達しなかったとされるプログラムは、効果の程度についても「期待していたより効果が少なかった」と評価されています。推進体制の評価で、「推進体制としては弱かった」とされる6所属がございますが、このうち5つが区役所の取組みとなっており、区役所内での本プログラムの浸透をより一層図る必要があると考えます。わかりやすさで「とてもわかり

やすく伝わった」の評価や、費用対効果で「期待していた以上の効果があった」と評価されるプログラムは、普及性においても評価が高く、幅広く市民や他の所属でも使用できるものと考えられます。

23年度の実績は資料6にあります。膨大ですので、その中から1つの実績を、資料7により、建設局の実績についてご説明させていただけたらと思います。

写真がございますので、回させていただきます。

この建設局の実績というのは、駅前の放置自転車をより効果的に減少させるために小学生の絵画を路面シートに加工して貼付するという実績です。あまり人権とは直接の関係がないようにも思えますが、だれもが安心安全で快適に利用できる道路空間の確保という事で人権につながっています。

当該年度は北区、中央区、浪速区の貼付場所周辺の小学生を対象に絵画コンクールを行い、3区で計174人の小学生から応募があり、3区で計100点を路面シートとして、100種類の絵を10月下旬から11月上旬にかけて貼付いたしました。

放置自転車台数調査の結果、平日午前の結果ですけれども、当初の目標は30%の減少ということを目指しておりましたが、例えばですけれども、天神橋筋六丁目駅の数においては約95%減少、JR難波駅においては約80%減少、淀屋橋駅においては約90%減少という数字が出ています。実施後には、市民の方から「自転車を放置しにくいと感じた」「道路の通行がしやすいと感じた」という声もいただいています。

項目別の評価では、実績内容は、最初は真ん中あたりの評価でしたが、実施後には、すぐれた実績になってきたということで上位の評価となっています。これは、当初目標であった30%の減少を大きく上回ったところからです。

普及性につきましても、当初は真ん中の評価でしたが、実施後には上位の評価になっています。これについては民間企業や他都市から実施方法等について問い合わせがあり、広く普及または応用ができると考えられるからです。

費用対効果については、真ん中の評価から下位の評価になっております。これは、当初絵画を路面シートに加工して貼付するという事でこの実績をする予定でしたが、このシートが時間がたつと汚れていき、汚れてくると放置自転車がまた置かれるというところで、市民の皆様との協働で清掃するといった手間がかかったということで、費用対効果を下げたところからです。

実績全体を通しては、放置自転車の減少というアプローチから、安心して通行できる

道路となったという結果、広く市民の方においては、高齢者、あるいは障がいのある方、またそうでない方、お互いに尊重し合う意識向上のきっかけにもなったというふうに評価しております。

続いて平成24年度、3年目の取組みという、実行プログラムについてご説明いたします。

資料8と9を使ってご説明させていただきます。

8のところを広げていただくと、各所属の取組みが載っております。

基本姿勢というところは、人権尊重の視点からの行政運営を推進する上での所属としての理念や方向性、目標を示しております。また、具体的取組みの方向性というところは、基本姿勢に掲げた理念や方向性、目標を実現させるために所属として取り組んでいく業務、事業や取組みの方向性を示しています。その右がプログラムの名称。そして、プログラムのねらいは、このプログラムによる取組みを通じて達成したいと考えている最終目標を示しており、これは最終的に何を目指しているのかを明確にするために今回24年度の策定シートから新たに項目として追加いたしました。その右がプログラムの概要、そして、行動目標は、目標として実施する行動認知、行為について、その項目と数値目標を示しています。期待できる効果は、行動の結果としてもたらされる効果について、その項目と数値目標を書いております。前年度のプログラムの評価を踏まえて改善させたところというのは、PDCAサイクルの観点から今回のプログラムの策定に当たって改善したところを示しております。

実施により、評価できる「人権の視点！100！」の項目、その他特筆すべき点やアピールしたい点があれば記入していますが、都市制度改革室のところにつきましては、今年度新設された所属であるために、前年度の評価を踏まえて改善させたところが「-」になっております。

こちらのほうもまた膨大な資料ですので、資料の9のところにも全部の取組みをまとめたものがございます。資料9に、24年度の「人権の視点！100！」実行プログラムの取組別分類というのがございます。

各取組みを、人権の視点に立った環境整備、情報発信、広聴広報、それから子ども・高齢者・障がいのある人に対する理解・支援、市民と協働した人権尊重のまちづくり、それから、多文化共生、事業者としての責務、個人情報保護、それから、人権の視点に立った人材育成の7つに分類して、それぞれ達成内容であったり、評価、検証方法と対象の所

属を示しております。

最初にご説明したマニュアルにおいて、考え方や理由を具体的にわかりやすく示すことによって、各所属においても本取組みに対する理解が深まり、円滑に進めることができるようになってきていると実感しております。

一方で、この取組みにつきましては本審議会でご議論いただいておりますが、市民の皆様への積極的な公表には至っておりませんでした。今後は、大阪市の各所属で実施しているこの取組みを市民の皆様に向けて積極的に発信していくという予定であります。

そこで、資料の10をご覧くださいませでしょうか。

「人権ナビゲーションマガジン」というものを、これまで職員向けでしたが、市民向けにリニューアルし、活用してまいります。このマガジンは、人権行政の推進に関する取組みの紹介を基本として、第1号では、ナビゲーションのこと、「人権の視点！100！」実行プログラムのこと、それから天王寺区役所の取組み、平成24年度のプログラム名称を紹介しております。今後は、このマガジンを活用して人権行政の推進に関する取組みに対する情報を積極的に発信していこうと考えております。

以上でございます。

【石田会長】

ありがとうございました。

今ご説明いただいたことにつきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【山下委員】

各局・各区の実行プログラムは、資料を詳しく見なければわかりませんが、例で、建設局が放置自転車対策に取り組み、70、80、90%の自転車の放置がなくなったというのを聞きましたが、今まで自転車に乗っていた人が自転車に乗ってこないとは思われないのです。どこか他の場所に駐輪していると思われるのですが、最終的にどこに自転車が駐輪されているのか、建設局は調べているのでしょうか。

【今井企画調整課長】

特にそのことについては聞いてはおりませんが、この取組み自体は、放置自転車自体をなくしていこうという取組みでございますので、自転車の放置をやめようという意識啓発がうまくいっていれば、他の場所で増えるという形でないことが一番望ましいことだとは考えております。ただ、言われるようにすぐに確かに放置自転車がなくなっているか、その近辺でまた増えているところがあるとすれば、またそこでも取組みをするということも、

今後必要となってくるのかもわかりません。できればこの取組みが放置自転車をされる方の意識のところにまで伝わっていくといいなという取組みをしているということで、よろしいでしょうか。

【山下委員】

ありがとうございます。

【石田会長】

他、ございませんでしょうか。

私から教えてほしいのですが、この資料2のマガジンはペーパーで発行されるということではなくて、ホームページの掲載ということなんですね。

【今井企画調整課長】

はい。

【石田会長】

それでは、他に何もなければ、この内容でのご承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【石田会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、次は議題3、人権問題に関する市民意識調査の分析結果について、資料11により、これも非常に膨大なので、わかりやすいご説明をお願いいたします。

【今井企画調整課長】

説明させていただきます。

資料11、確かに膨大な報告書ではありますが、まずめくっていただいたら大阪市「人権問題に関する市民意識調査」の分析にあたってという人権室が書いている文章がございます。その4行目に書いておりますけれども、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて、市民意識の変化、動向を把握するために、人権問題に関する市民意識調査というものを5年ごとに実施しております。平成22年度においても、同調査を実施して集計結果を取りまとめております。

皆様のところにも、23年、去年の3月の時点でこの黄色い形の報告書をお届けしたと思います。こちらのほうが単純集計、クロス集計までした集計結果でありました。

資料11、人権室の文章の真ん中よりちょっと下のところに書いておりますけれども、いろいろな形で人権問題としての意識についてはかなり低いという結果であったり、同和

問題についても差別意識が残っている、忌避意識が残っている。単純集計の段階においてもさまざまな人権課題に関する市民の意識や動向が明らかになっていましたが、この単純集計の奥にあります市民の意識をよりの確、客観的に把握して、差別意識の生じる根源は何なのか、人権に関する高い意識の醸成には何が有効なのかということをも明らかにする必要がありますことから、より詳細な分析ということで、そこに書いておりますように人権問題に関する府民意識調査の検討会委員でもおられた神原神戸学院大学人文学部教授と中川喜代子奈良教育大学名誉教授にお願いして、お二人の方に分析をしていただいた結果でございます。

神原先生の大阪市人権意識という方が、1ページから70ページまでの神原先生から出していただいた分析報告書ですけれども、中身につきましては、61ページを開いていただけますでしょうか。

ここの61ページのところで「結びにかえて」と書いていただいているんですけれども、ここまでずっと人権意識とか差別意識をはかる尺度というものを因子分析でつくっていただいて、それを用いて実際に項目ごとの観点であったり、それから分析結果から共通に見出された知見というようなことを出していただいている資料でございます。

61ページの下の方の9行目のところに書いてありますが、人権意識や差別意識をはかる尺度として排除問題意識尺度。これはどういう尺度かといいますと、社会的弱者、例えばですけれども、外国人であることを理由にマンションなど住宅の入居を拒否するであったり、障がい者であるからということで入居拒否する、ホテルなどでハンセン病回復者の宿泊を断る、そういうようなことなんですけれども、そういう排除することが問題だと思っていられるかどうかという尺度が1つ目の排除問題意識尺度。

それから、体罰問題意識尺度というのは、子供への体罰を問題視する意識の度合いのことです。

それから、人権推進支持意識尺度。ちょっと中身が難しいですけれども、差別をなくするためのさまざまな取組みがあります。例えば「あらゆる差別をなくすために行政は努力する必要がある」だったり、「差別問題に無関心な人にも差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」、そういうような取組みを支持する意識の度合いのことが人権推進支持意識尺度。

それから、その次の被差別責任否定意識尺度。「差別されるのは差別される側にも問題があるんだ」という考え方を否定する意識の尺度です。そういうことではないんだというこ

とを思っただけの意識の尺度。

それから、差別容認否定意識尺度。こちらのほうは、差別を容認する、「世の中には差別ということも必要なこともあるんだ」とか、それから、「どんな手段を講じてでも差別をなくすことは無理だ」というようなことを容認することがない、そういうことではだめだよという否定をする意識の尺度。

それから、結婚排除否定意識尺度。こちらのほうは、結婚するにあたっては、同和地区出身者だとか、国籍だとか、障がいのある人が家族にいるかとか、家柄だとか、宗教だとか、いろんなそういうことを「結婚する場合に気になる」、そういうことを気にするから「そういう方とは結婚しない」というようなことを否定する意識の尺度です。

それから、反忌避意識という尺度につきましては、先ほども言いましたけれども、住宅を選ぶ際に、同和地区の地区内だとか、小学校区が同和地区と同じ地域にあるとか、それから、外国籍の住民が多いとか、近くに精神科の病院や障がい者施設がある、そういうようなときに「その特定の物件を避ける、そういうことは間違いだ」ということで否定する意識の割合。そういう尺度です。

また、そのほかに、同和地区のイメージについて反集団優遇イメージ。「その集団は優遇されている、逆差別だ、そういうイメージはいけない」と思っただけのイメージ。

それから、人権交流イメージ。こちらのほうは、同和地区に対して交流することがいいことだというようなイメージ。そういう尺度。

それから、あと自己評価をはかる尺度として、自己肯定感・自己充実感・被受容感尺度という、これだけの尺度をおつくりになって、その結果というのが62ページから後、ずっと書いておられます。

事細かなのでこの内容についてまでは言いませんけれども、例えばですけれども、63ページを開いていただけますでしょうか。一番下から5行目、長年にわたってさまざまな人権学習や人権啓発の取組みがなされてきたが、効果を上げてきた側面と、反対に期待されるほどの効果を上げることができなかつたと言わざるを得ない側面も少なくありません。結婚排除意識や忌避意識の根強さ、同和地区に対する反集団優遇イメージの低さ、また、体罰問題意識の弱さなどがさらなる課題となりました。上のところで、子ども対象の人権学習が特に役に立ったと回答した人において、効果が認められないという結果も出ています。

それから、64ページのところですけれども、一番下のところで、今回の調査では何よ

りも育ちの中での「差別の社会化」の影響の大きさを示す知見があった。この「差別の社会化」というのは、神原先生が言っている話なのですが、個々人が生まれた後に身近な人々から差別を教えられて学習する過程を差別の社会化と呼んでいらっしやいます。つまり今回の調査で言えば、同和地区の人は怖い、あるいは同和対策は不公平だというような話を聞いたこと、そのことなんですけれども、その影響は非常に大きいと。そして、何らかの人権学習によってそれらの影響を除去することは容易ではないというようなことを示す知見が得られたということで、最後のところまでいきますと、どういうものがこういう差別意識にかかわっているかというのがあります。今のままの人権啓発ではなかなか難しいというようなことが最終的には述べられているところで、今後の傾向についていろいろと考えなければいけない内容になっております。

それから、71ページからが中川喜代子先生に分析していただいたものです。中川先生のほうはAとB、2つのところの態度について高・中・低という形で層をそれぞれつくられました。高グループ、中グループ、低グループというそれぞれの態度によって、どのように行動が変わっていくかということを出されました。

Aのほうは、先ほどの意味で言いますと排除問題意識とか体罰問題意識尺度と言われるものと同じように、日常的に生起しているさまざまな生活領域における人権的問題状況に対する回答者の態度と、なかなか難しいですけれども、先ほど言いましたように外国人であるから入居の拒否をすとか、ホテルでハンセン病回復者などの宿泊を断ることだったり、景気の悪化などを理由にまず外国人労働者から解雇する。そういうさまざまな排除をするような意識のもの。

それから、差別や差別にかかわる問題の解決についてというBのほうですけれども、実際に差別をなくしていくためにはどのようにしたらいいかということについて、行政が努力するべきであるとか、差別は法律で禁止する必要があるとか、差別は世の中に必要なこともあるという話が出るとか、いろんな形で人権観、差別観というようなところがBで、そのAとBでクロス集計して相関関係を分析されました。

こちらにつきましても、また膨大な資料がついておりますので、最後のところ、116ページを見ていただけますでしょうか。総括をしていただいております。

1のところですが、116ページの上から5行目のところです。当然のことであるけれども、人権問題に関する生活態度スコアと、差別や差別の解決に関する意識態度スコアとはかなり相関しているが、回答者の属性との関係を見ると、高得点のグループは両

スコアとも男性よりも女性の割合が大きく、男性のほうが人権的な問題状況とか差別あるいは差別にかかわる問題の解決に対して相対的にネガティブ、消極的な傾向が認められる。

それから、部落差別や同和問題については、住宅を選ぶ際に忌避する条件として、近隣に低所得者など生活困難な人が住んでいる、外国籍住民が多いとか、精神科病院・障がい者施設などがあるよりも、同和地区の区域内や同和地区と同じ小学校区など、同和地区に関連する地域について避けると思うと答えたものがいずれのスコアにおいても低グループではかなり多くなっている。

それから、同和問題や被差別部落の問題を初めて知ったきっかけについては、全体としてスコアによる顕著な差異は認められないが、人権問題に関する学習経験についての相関関係があり、特に大人になってからの学習経験の差が大きい。これは先ほどの神原先生のところでも出ていましたけれども、小学校や中学校での研修ではなく、大人になってからの研修が経験に相関関係があると出ておりました。

それから、同和地区や同和地区の人々に対する差別意識はもはや残っていないと答えたものは、高グループでも1割に達しない。

差別意識がなくなる理由として、スコアの低いグループでは「いわゆるえせ同和行為などを見聞きすることがあるから」「運動団体による活動が市民の共感を得られず、逆に反感を招いているから」「今でも同和地区の人だけ優遇されていると思うから」などがかなり大きな割合を占めています。

就職差別についてはいずれのグループでも不利になることを認めており、また、結婚差別があることも認めていますが、「この問題を近い将来なくすことができると思うか」については、両スコアとも高グループでは「完全になくせる」「かなりなくすことができる」の合計が60%以上を占めています。

その他いろいろありますが、3で書いておりますように、中川先生のほうでは、大阪市がこれまでに実施した意識調査と比較して、今回の調査結果は基本的にはほぼ同じ傾向だと。例えば人権という視点から見て何が問題なのか。差別はいけない、許せないことだといった建前としての人権意識はかなり定着してきたと言ってよいが、日常生活の中で問題解決につながるような行動をするか、あるいはさまざまな人権問題の解決に回答者自身が具体的な行動を起こすかという段階にまで達している市民はそれほど多くはないというのが率直な印象である。したがって、今後における人権問題に関する啓発は、具体的な行動に一步踏み出せる市民をどのようにして養成するかに視点を絞って企画・推進することが

期待されるというようなまとめ方をさせていただいております。

内容につきましては相当多岐にわたっておりますし、こちらのほうも報告書がまだできたところですので、これからこれを用いて啓発なりに活かしていこうということで、ある程度のご質問には答えられるかと思いますが、詳しいことにつきましてはご回答できない部分があるかもわかりません。

以上でございます。

【石田会長】

それでは、今のご説明に対するご質問、ご意見はありますか。

【安藤委員】

これは本当にすばらしい分析なので、これをどのように市民の方にお示しするのか、特に神原先生の中の「結びにかえて」以降、非常に興味がわく、また、企業にとっても意識という部分でいいますと、企業市民らをどのように企業として啓発するかというときに、この分析というのは非常に有効だなと思いますので、ぜひ何らかの形で、もう少し平易な言葉で作成していただければありがたいのかなと思います。これは単に要望でございます。

【石田会長】

いかがでしょうか。

【今井企画調整課長】

ありがとうございます。神原先生は、人権講演会というような形で、府の主催でも分析結果について報告していただいていますし、できる限り企業市民の方を中心とした市民の方々に伝えていきたいと思っております。

【石田会長】

私は、この中川先生の117ページ中段に書いてある、これまでに実施した意識調査と比較してほぼ同じ傾向を示すという、ちょっとこれがショックというか、今まで大阪市がやってきた啓発が何の役にも立たなかったんかということですよね。今後、具体的な行動に一步踏み出せる市民をどうやって養成するかに視点を絞っての啓発ということですが、この辺は具体的にどのようにお考えなのか。再度、我々の方から、こういうことをしてみようかというふうなご意見なりはございませんでしょうか。

【堀委員】

今おっしゃったように、具体的な行動に一步踏み出す市民となっていますので、そういう市民というのに焦点を当てられて、中川先生はこれを総括していますが、人権ナビゲー

ションとか、この間、さきに報告していただいたのは人権行政のナビゲーションであって、市役所あるいは区役所で取り組んでいる行政の施策という、行政の立場からどういう取り組みが行われて、成果が上がっているかということですね。

だから、中川先生の提言を受けとめるとなると、これまでの人権行政を進めていくという視点ではなくて、人権問題の中で日々生々しく生きている市民が、それぞれどう悩み、あるいは解決し、日々生きているのかと。そことの関係ですよ。つまり人権行政と市民が日々生々しく人権問題の中で生きているということ、それをどうクロスするなり、あるいは触れ合うなりということですね。

例えば、先ほどの放置自転車が路上減少したという話ですが、ご発言にありましたように、自転車を使って生活している人は置くところがないと困るわけですよ。それは市民からの発想ですよ。自転車を使っている事故が増えているし、そういうことがあるわけですが、それでも、そこで、自転車を使っている市民は、そういう道路がつけられたことについて喜んでいる場合もあるし、迷惑だと思っている人もいるだろうし。果たしてそれで自転車をあきらめるかということとそうでないかもしれないですよ。

だから、そういう点で、市民に中川先生の場合はスポットを当てていると。一方で、行政サイドからはナビゲーションのチェックをしていくと。それをどういうふうにしてクロスして関連させていくのか、そこはどうなっているんでしょうかね。

【今井企画調整課長】

ナビゲーション自身が、いわゆる人権行政に携わっている職員一人ひとりが人権の視点を持ってしっかりと働いていくことによって、市民が「人権が尊重されるまち」になったなど実感できることを目指してつくっている計画でございます。ですから、大阪市の職員がこのような観点で、さまざまな自分の仕事をそれぞれ人権の視点から考えて事業を行っていく、施策の取り組みをしていくということが、最終的には、さまざまな人権課題などについて、市民の皆様が「人権が尊重されるまち」、それぞれの課題の解決がなされているまちになったと実感していただくことを目標とするので、それは全く分離して考えているわけではございません。

できれば、そのことによって、行政の職員一人ひとりが実行プログラムなりそれぞれの仕事をやっていくことによって、市民の皆様がそういうまちになったなど実感していただけたところまでいけるのが最終目標ですから、最終的には「人権が尊重されるまち」になったと答える市民が100%になるのが目標なんですけれども、今のところ44%という

あたりですので、せめて本当は27年度に50%を超えるようにというのがまずの目標と
いうようなところでございます。

【坂元会長代理】

人権ナビゲーションにつきましては、国連の人権教育の第2フェーズにおいても、公務員がその職務において人権に視点を置いて活動しているかどうかということが重要な課題として書かれておりますので、その意味では大阪市がこういう取組みをしていくということはいいことだろうと個人的には思っておりますが、今議論になっている人権意識調査というのは、これは大体5年に1回とかそういうぐあいに調査されていると思うんですね。その意味で、毎回の調査と過去に行った調査との間でどのように市民の中で人権の意識が変わってきているかと、こういうことの分析もあわせてしていただきたいと思っております。

今回の市民意識調査、これは大阪市だけではなくて、つい最近、いろいろなこの近辺の自治体がやっております。そのときに特徴的なものが中川先生のものにも出ているのですが、94ページのところで回答者の表、属性との関係というところの③を見ますと、人権問題に関する生活態度スコアで、高グループの割合が高いのが短大、高等専門学校の方であって、大学あるいは大学院は実はあまり高くないんですね。そして、114ページでも、同じように必ずしも高学歴の人が差別意識を持っていないということはない傾向が出ておまして、その意味では、これが実は共通に姫路とかそういうところの人権意識調査で出ております。

これまでは、人権教育を受けている回数が多いという、比較的大学でいろいろ取り組んでやっておりますので、その意味では一番高いところに位置するはずだとみんなこういう問題をやっている方々は考えていたわけですが、それと違う結果が出ているものから、9月の14日、京都でちょっとこういう自治体の人権意識調査にかかわった先生方で議論していただくことになっております。

この点は、やはり我々は大学に勤めているものから非常にショックな傾向が出てきておまして、本来人権意識を持って引っ張っていかないといけない層が必ずしもそうではない傾向が出てきているというのは、真剣に考えないといけないと考えています。その意味で、こういう市民意識調査というのは定例的にやっておられますので、取組みの比較の中でそうした視点も少し加えて分析していただけたらと思います。

【辻委員】

中川先生の総括の部分なんですけれども、大阪市特有というか、問題として同和問題は

避けて通ることができなくて、この数年間いろんな議論があったりとか、施策の上でも一般施策になり、また、解消していこうという流れの中で、市民の意識の中にまだ同和に対する一連の事件を踏まえた部分での認識の違いがあるということで、117ページの下に、一番下のところですけども、特に同和問題については同和対策関係特措法が終了し、大阪市においても特別対策が一般対策へと切りかえられたにもかかわらず、同和地区や同和地区の住民だけが特別対策の対象になっていると、特に優遇されているといったいわゆる逆差別意識が市民の中に根強く残っているんだということでございまして、これは日々実感をしているというか、ネットでも誹謗中傷がいまだに行われておりますし、汚い言葉も流れてしまっているということでございます。

最終的には、回収率の非常に低かったのが、ここに、人権問題に食傷ぎみな意識、態度が今回調査の低い回収率につながったと推測される。非常にネガティブになってしまっていて無視をしている状況、かかわりたくないという人のほうが多いということでございまして、いいも悪いも言いたくないと。こういった状況を解消していかなければ次のステップの人権問題の意識の高揚にはならないし、ナビゲーションも有効に働かないと思います。

ここで最終的に中川先生は、この際、かつての特別対策が整理され、必要な取り組みは一般対策に移行して実施されていくことをはっきりと市民にアピールし、誤解を解くべきである。いわゆる踏み込んで、同和問題についても当たりさわりのないような取り組みではなくて、きちっと、大阪市としてはっきり行政の中でも明確にしていかなければいけないと。どこか何かさわってはいけないような、まだタブー視されているような部分が残っているから、さらに踏み込んだ人権意識の高揚になっていないのではないかなと。

同和対策だけではありません。子どもたちの問題、いじめの問題も出ています。外国人の問題も非常に厳しいものが見受けられますし、女性の問題はDVで、和歌山でもこの間警察を訴えるというようなことがありました。取り調べの中で人権を侵害するような行為が行われているというようなこともありますし、さまざまな人権問題に取り組む中でこの同和問題をしっかりともう一度位置づけることが大切であって、中川さんのこのアピールというか、アピールすべきであるという視点は大切だと思います。

これは行政がやらなければいけないことだと思うんですけども、この点について行政はどのようにお考えでしょうか。

【梶本市民局理事】

辻委員がおっしゃるとおり、同和対策につきましての特別対策につきましては2001

年の特別措置法終了後、一般対策に移行しております。現在、ここに書いていますように特別対策事業は一切やっております。ただ、我々のまだ力不足といいますか、十分承知されていない。この結果、中川先生のご指摘も踏まえまして、いろいろと今後検討していく必要もあると思います。

ただ、一方では、中川先生もご指摘のとおり、建前ではそういう人権意識といいますか、かなり高位な数字がどの指標にもあるんですけども、やはり結婚差別であるとか、あるいはお住まいになられるときの忌避意識というものがあるというのも事実でございまして、このあたり、どういう啓発をやっていったらいいかということにつきましては私どもも悩んでいるところでございまして、後ほどご説明させていただくと思っておりますけれども、例えば参加・参画型の啓発事業であり、今までの啓発事業とはちょっと違った啓発事業なんかも取り組みながら、きちっとPDCAも踏まえまして、しっかりやっていきたいと考えております。

【山下委員】

すいません、私の地域は淀川区なんですけども、淀川区には同和地域というのがあります。そういった中で、私自身はPTAの役員をさせていただいているんですけども、そういった中でよく聞くのが、いわゆる親から子に伝わるということがすごく多いんですよ。あそこは同和だから、あそこは同和だから優遇されてるんだ。確かに今まで大阪市は同和に対しては相当優遇してきたと思うんです。いろんな措置で変わってきていると思うんですけど、そういった中でPTAのほうでも、僕らの中では結局、今、辻委員がおっしゃったように、影の悪口を言うような状況になっているんです。あそこはもう何も言わんとこ、あの地区は何も言わんとこ。結局は優遇されてるやないかというふうに、ほとんどそれで終わってしまっているんです。ずっと四、五年PTAをさせてもらってますけども、ほとんど役員がかわっても同じことを言うてるような、何も変わっていないのが今の現状だと思ってるんですけども、そういった中、今後権限が区長に変わるということから、やはり校区単位ごとに、いろんな地域ごとに事情があるとは思いますが。そこはきちっと区長がいろんな権限、同和の中身はこういうものや、きちっとその中身に対処して、こういうふうにさわっていく、こういうふうに今まで変わっていかうとされていますということをきちっと明確に、議論の場、PTAの役員でもいいですから、そういった議論の場をいろんな面で示していけないかなと。意識改革の問題になっていますから、そこから変えなければいけない問題ですから、そういった点ではやはり今後区長にほんとうに必要性が

あると思いますから、その点、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

【竹村委員】

お二方の先生、非常に厳しく分析していただいているんですけど、私は中川先生の最後のまとめというんですか、総括のところについて、117ページの終わりのほうですね、「人間の社会生活にとっての基礎的集団である家族が本来の機能を果たし得なくなりつつある今日」というの、これをすごく感じるんですね。今、家族あるいは地域社会というこの機能が、実は非常に弱くなっていつている。差別観というのはその家族の中で、今おっしゃったような家族という親から伝わり、そして、それが次々生んでいく。家族のながれになっていく。

その中で、中川先生はそれを改革していくための案を12個出しているんですね。基本的機能をどのように回復し、創造させるか。そのための市民一人一人の役割を認識し、それを果たし得る知識、態度、スキルの習得が人権啓発の課題であると言ってよいというふうな、市民相互の信頼と相互補助に支えられたコミュニティーづくりのキーパーソン、仕掛け人を養成することを目的とする人権啓発活動の創造という、非常に難しい言葉を言っておられるんですけど、要は意識を持った人たちを地域の中で、あるいはいろいろな部署の中で、それこそPTAだとかいろんなところの中に、もっと養成して地域の中で動いていただく。こういう提言をいただいたんですけど、こういう提言に対して、具体的にこれを進めていくために、今後行政として、どういう施策をしていくのかというのが非常に重要になってくると思うんですが、これは先ほどから話が出ているとおり、各区長さんの裁量で各区での取組みになってくるということですが、大阪市としてどのような方向性を打ち出していくのかということをお聞きできたらと思ひます。以上です。

【梶本市民局理事】

山下委員の質問についてでございますけど、先日、8月の就任前、各区長のほうに大阪市の人権行政の取組みということで、各区長、阿倍野区長と中央区長はまだですけども、基本的に全員の方に説明させていただいて、我々としましては人権行政の取組みにつきまして一定ご理解いただいたと思ひていまして、今後も機会を見つけまして区長のほうに報告なり説明にまいりたいと思ひております。

それと、地域密着型の人権啓発についてでございますけれども、来年度から我々大阪市内で取りまとめました人権啓発の関係も各区の特性を生かしたという形で、区長のもとに実施なり、あるいは計画していただくという方向で今検討しております。したがいまして、

より身近な形でそういう啓発業務が有効にできるかなと考えておりました、まだ今、検討段階でございますけれども方向性としましてはいわゆるニア・イズ・ベターという形で進めていきたいというふうに考えております。

【石田会長】

ありがとうございました。

今、本当にいろんな有益なご意見をいただきまして、それを人権行政の中でも進めていただければと思います。

時間の関係もありますので、4番の大阪市人権啓発・相談センター及び区の啓発、相談事業についてということで、資料12、13でまとめてご報告をお願いいたします。

【勝村所長】

人権啓発・相談センター所長の勝村でございます。

それでは、お手元の資料12に基づきまして、ご報告事項といたしまして、平成24年度の主な人権啓発の取組みについて座って説明させていただきます。

まず、今日的な課題に焦点を当てた啓発につきましては、今年度は高齢者をめぐる問題を年間のテーマとして定めたところでございます。

高齢者をめぐる問題につきましては、例えば人権啓発情報誌「KOKOROねっと」の中でインタビュー記事等を掲載してまいりました。「KOKOROねっと」は年4回発行することといたしておりまして、最新号である24年9月号につきましては、お手元の資料のうちオレンジ色の冊子が最新号となっております。

この資料の3ページから4ページをご覧くださいますと、「豊かな高齢社会を実現するために」というタイトルでヒューマンインタビューの記事を掲載してございます。この「KOKOROねっと」につきましては、市内の中・高等学校の各学級及び短大、大学に配布いたしておりまして、学校教育において活用していただくよう校長会でも依頼したところでございます。

次に、2の参加・参画型事業の拡充でございますが、これまで啓発事業を効果的に実施いたしますために、ポスター等を使った広報による啓発から、市民が主体的に学ぶ機会を提供する参加・参画型の啓発にシフトさせてまいりました。これは、先ほど石田会長のほうからもご指摘がございましたように、今後の人権啓発の取組みといたしましては、市民が参加することによって人権問題に関心を高めていただくような、そういう取組みを心がけてまいりたいと考えております。

この中で、まず、市民が主体的に学ぶ機会を提供する事業といたしまして、人権に関する作品募集事業を現在実施しているところでございます。昨年度、デザイン・キャッチコピー募集とフォトコンテストを別に行っておりましたのを統合いたしまして、人権啓発ポスターデザイン・フォト・キャッチコピー募集として行っております。

入選作品につきましては本市の市民啓発広報に活用しております。事例といたしましては、お手元の資料のうち、A4の1枚物でポスターの図柄が印刷されている資料をごらんいただきたいと思います。この中の中段でございますけれども、既に地下鉄や市バスの車内に今現在掲示しておりますのでごらんになられた方もいらっしゃるかと存じますが、大阪市高齢者福祉月間のステッカーの縮小版でございます。この作品は、23年度のデザインの優秀賞と22年度のキャッチコピーの優秀賞からなるものでございます。

それから、次でございますが、大学と提携した参加・参画型事業といたしまして、NPO法人大学コンソーシアム大阪の会員44大学を対象といたしまして、若者層を対象とした事業企画を募集したところでございます。

NPO法人大学コンソーシアム大阪は、大阪府内及びその周辺の大学の連携を深めるとともに、地域社会、産業界、それから行政と協力し合って地域社会に貢献すること、産官学の連携を深めること等を目的として設立されました法人でございます。会員大学は現在大阪府内を中心として44校とお伺いしております。

今回は、大学コンソーシアム大阪の事業のうち、大学による地域社会貢献を促進する事業、地域連携事業として会員大学から事業計画を募集していただきまして、その結果、5大学から7件のご提案をいただいたところでございます。

大学コンソーシアム大阪の選定会議の中で、大学生の若い感覚、行動力を生かしてこれまでにない切り口で人権を考えることができる若者層を対象とした事業企画という観点から、3件の事業企画が選定されたところでございます。

お手元の資料のうち、A3縦長の資料でございますが、「人と人との関わり事業」、各大学の事業の概要というテーマの資料をご覧いただきたいと思います。存じます。

選定されました3件の事業企画は、左から、まず、追手門大学の「大学生が大学生のために変える就職活動～大学生と社会人とのつながり～」。それから、もう1件も追手門大学から「ウツトーク！～うつ病を乗り越えた者たち～」というタイトル。それから、最後に常磐会学園大学から、「若者・学生主体による、地域社会や子どもたちへの多様な人権講座の取組み－『若者によるポジティブな社会的活動』のモデルとなる事業として－」とい

うタイトルで、合計3件が今年度中に事業実施及び効果検証をしていただくということに決定いたしております。

なお、選定されました事業企画のプログラムにつきましては、今後、本市の啓発事業に活用していくことといたしております。

次に、Jリーグセレッソ大阪と連携した人権啓発事業といたしましては、昨年も実施いたしました。本年9月15日にセレッソのホームゲームでいじめをテーマにスポット広告を放映するなどのイベントを実施する予定でございます。このイベントにつきましては、お手元の資料のうち小さな色刷りのカードがございますが、こういった啓発用のカードも活用して当日のイベントを実施する予定でございます。

また、本年度新たな取組みといたしまして、サッカーを通じて人権を楽しく学ぶ子どもサッカー教室「とどけよう！ ハート&パス」を本年10月21日に開催する予定でございます。これらの事業は、いずれも大阪法務局及び大阪第一人権擁護委員協議会との共催事業となっております。

次に、企業啓発推進事業といたしまして、昨年も大阪商工会議所会員企業へ企業啓発用リーフレットを送付したところでございますが、今年度はリーフレット作成に当たりまして民間のノウハウを活用するために企画コンペを実施するとともに、効果検証のため、はがきによるアンケートもあわせて実施することといたしております。

最後に、その他といたしまして、昨年の作品募集事業のうち、大阪市人権啓発マスコットキャラクター募集事業におきまして選出されました「にっこりな」という名前のキャラクターでございますが、これにつきまして、お手元の資料「KOKOROねっと」の24年3月号、これはピンク色の冊子でございますが、これの背表紙の裏側にこの「にっこりな」の図柄を掲載いたしております。今後、本市の人権啓発事業にこのキャラクターも活用して取り組みますので、ご愛顧のほどよろしく願いいたします。

なお、参考資料といたしまして、黄色の表紙の「平成23年度における区における人権啓発推進事業」という名前の冊子を配付させていただいております。区の実情を集約したものでございますので、また後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

私からは以上でございますが、続きまして、人権相談事業につきまして担当課長からご説明申し上げます。

【山藤相談担当課長】

同じく人権啓発・相談センター相談担当課長の山藤でございます。私の方から資料13

につきましてご説明をしたいと思います。着席で説明させていただきます。

まず、平成23年度人権相談件数ということで、括弧内は平成22年度ということで、年度間における比較表となっております。

まず、一番上の欄でございますが、人権啓発相談センター、区役所、市民交流センター合計となっております。区役所と市民交流センターのところに※がついてございます。この表の下のほうをご覧いただきたいんですけども、区役所、市民交流センターについては「平成24年度に事前予約制による出張相談に変更」とあります。しかしこれは23年度の間違いでございますので、23に訂正をお願いしたいと思います。22年度までにおきましては、区役所に巡回をさせていただいてその場に常駐していたんですけども、件数がない場合も多く見受けられましたので、平成23年度から事前予約制で相談員が出張すると、そういう形に変えさせていただきました。

まず、合計欄をごらんいただくとわかりやすいかと思いますが、平成23年度におきましては9,922件。括弧内が前年度でございますので、4,570件から約2倍というような件数になってございます。かなりその件数が増えたということは、市民の方々に一定周知が図られたのかなと考えております。

特にこの人権啓発・相談センターの欄の合計欄をご覧いただきたいのですが、一昨年度は4,200件が昨年度、23年度は9,527件ということで、ダブルスコア以上の件数の伸びになっております。殆どが電話による相談でございます。

その欄の下のところでございます。「人権課題別相談件数（主なもの）」と書かせていただきました。昨年度と今年度において、その人権課題、どのような主訴、主に訴えておられる内容はどのようなものかということで分類をさせていただきました。

平成22年度におきましては女性をめぐる問題というのが一番多かったんですが、平成23年度におきましては障がいのある人をめぐる問題ということで、1,732件とかなり多くを占めたということでございます。以下、23年度、2位は高齢者をめぐる問題、3位が労働に関する問題。この辺は22年度と同じような状況になっています。それから、23年度の第4番目が生活に関する問題ということで、近年の貧困状態というか、生活が苦しいんだというような形の相談が結構増えてございます。続きまして、騒音であるとかの近隣の問題。その他ということで女性をめぐる問題などが3,860ということで、平成23年度は合計9,922件というような形になっています。

それでは、資料の裏をごらんいただきたいと思います。

具体的に23年度、上位5つの課題にわたりまして、どのような相談内容だったのかというのが書かれております。個人情報保護の問題がございますので一般化したような形で書かせていただきましたので、わかりにくい部分があるかもわかりませんがご了承くださいたいと思います。

障がいのある人をめぐる問題ということで、精神的な病を抱えるシングルマザーの方からお電話がございました。その子どもたちの就業とか生活支援を図るためにNPO団体と連携して就業移行、区役所と連携してつなぎとしての生活保護受給にいかせていただいたということです。最終的には家族ぐるみの支援を行って、現在は安定した生活を送っているということです。お電話での相談で、相談員がアドバイスあるいは誘導をさせていただいたということです。

次は、高齢者をめぐる問題の点でございます。高齢者虐待防止に基づく措置で、母親を区役所にとられたと訴えて来られたケースでございます。経済的に、またはネグレクトなど複数の虐待が日常的にあったとして、区役所での暴力事件をこの相談者の方が起こしていた経過もあったのですが、相談者が法的手段もやむなしと強く訴えてこられました。ただ、区役所の措置は法的な判断によるもので、例えば訴えたとしても逆に相談者が不利になりますよという説明をさせていただいて、むしろお母さんとの関係の修復に傾注したほうがいいんじゃないですかというような形の助言をさせていただいたというケースでございます。

次に、労働に関する問題でございます。職場の同僚のおばさんたちから「顔が怖い」などと言われて、それを聞いた上司からも「みんなが怖いと言っているよ」というようなことを言われて、この方は女性の方なんですけれども、以前の会社でもいじめを受けたと。子どものときもいじめを受けた。今の状況をどうしたらいいか自分でもわからないと泣いておられて、生きるつらさを聞いてほしいという様子でした。

基本的には傾聴対応であったんですけども、職場でのいじめに対しては記録をとっておかれたらどうですかというようなことを助言させていただきました。転職も視野に入れて、仕事しながら新しい職探しをしてもいいんじゃないかという形も助言したんですけど、この方はダブルワークをされておまして、夜に働いている職場では人間関係は良好だというふうなことでございます。相談員さんの印象として、根深い問題も感じられたので、昔からの話をゆっくり聞いてもらうなどカウンセリングも必要なんじゃないかなと。あるいは、労働関係の相談センターというのにも、各々誘導させていただいたということです。

4つ目が、生活に関する問題。元夫の方の借金が原因で3年前に離婚したという相談者の方です。相談者の借金もあって、弁護士さんには債権整理をしてもらって返済しているが、先日自分が退職したため収入が途絶えて、生活費とか借金返済の費用がないとのことでした。家賃や税金の滞納もあると思うけど、何をどれぐらい滞納しているのか全然分からないと。持病もあって、うつ病も併発している。2人の子どもたちにも発達障がいがあると。生活保護の相談をしたんですけど、要件を満たさないということで申請もできなかったということでした。

相談者はかなり混乱されていて、不安を受けとめながら問題の整理を相談員さんの方でさせていただき、問題解決の優先順位というのをそれぞれにつけさせていただいて、この手続にはここに相談に行ったらいいよと、あるいはこの手続はこっちがいいよと紙に書いてお渡しさせていただいたのですが、相談者は申請書の記入の仕方も分からないような状態だったということです。

生活保護の受給は、子どもたちが「生活保護なんて受けるべきでない」とどうも反対もされていたらしいんですけど、それでためらっていたんですけども、一時的な受給で生活の立て直しを図ってから求職を行うという方法もあると、そのような方法ではどうですかというようなアドバイスをさせていただきました。今はもう生活保護の受給を開始されて、各種滞納の整理や一定の生活基盤の安定を図ることができたということで、解決が図られた事案でございます。

最後ですが、近隣関係の問題です。この方はマンションに住んでおられる方でございます。マンションの自分の部屋の上の階に住んでいる住民の騒音でどうも困っていると。どうも作業場みたいに使っているようだということでした。警察に言っても全然相手にしてもらえない。管理人ももめごとの苦情は受け付けませんと言われてしまったと。また、騒音がひどいときに抗議に行ったら、反対に騒音を出してる方から「自分も顧問弁護士がいるんだから、いつでも訴えてもいいよ」というような形で言われてしまい、区役所にも相談したんですけども、区役所で騒音を測る業者を紹介されたんですけども、その業者からは「裁判をするのが目的でなかったら、騒音を測っても仕方ないね」というような、そんな言い方をされましたということで、困り果てて人権啓発・相談センターの相談コーナーに来られたということです。

相談者は、毎日このような状態で暮らすことに本当に限界を感じているということでした。そこで、マンションの契約書、規約みたいなものを相談員が見させていただいて、住

居専用とどうも書かれていたということでございます。これがもし作業場で使われているということになると、これは許可されない内容の使用方法じゃないかということで、もし可能だったならばICレコーダーなんかを持参して、友達、第三者みたいな形、友達も一緒に、同伴で管理会社のほうに出向いていろいろ相談したらどうですかというようなアドバイスをさせていただきました。もし自分がそれで体調不良であったということがあれば診断書をとっていただいて、あるいは騒音の日とか時間帯、頻度、回数、その大きさなどを調査して、それが果たして受忍限度を超えるかどうかというのが1つの判断になりますからということで、もしマンション規約違反だということになると、弁護士さんをお願いして内容証明を送るということもできますよと、そういう形のアドバイスをさせていただきましたということです。

昨年度の人権相談件数より、内容について説明をさせていただきました。以上で終わります。

【石田会長】

ありがとうございました。

今の主な人権啓発の取組み、それから人権相談の内容等について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

去年に比べて相談件数が倍になっていますけれども、これは何か倍増の理由というのは何かあるんですか。

【山藤相談担当課長】

やはり市民の方に周知がなされたのかなということがあると思います。それと、繰り返しお電話をされる方もおられますので、やはり1回の電話で解決しない問題もありまして、そういう方は何遍も電話されるということもあると思います。

【石田会長】

「にっこりーな」というこのマスコットキャラクターは、私、初めて見たんですけど、ご存じでしたか。「ひこにゃん」を越えてほしいなと思うんですけど。

そうしましたら、特にご質問、ご意見がなければ、時間の関係もありますのでこのへんで審議のほうは終えたいと思います。

先ほどお話しましたように、我々の任期というのはこの10月末までということになりますので、おそらくこの審議委員会というのも今回が最後になりますので、よろしければこの2年間を振り返っていただいて、それぞれ一言ずつお言葉をいただきたいと思います。

【安藤委員】

企業に所属しております安藤と申します。

私は人権の委員については2期させていただきまして、あまり企業の立場からというお話ができずにございまして、もう少し委員として自覚を持てればよかったのかなと思っております。今後ともまたどこかでお会いする機会があるかと思しますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

【梅原委員】

公募で選ばれました梅原でございます。

住んでいるところは此花区というところで、民生委員です。今回特にいろいろ勉強になりましたのが、この指標です。認知症の母親を持っておりますので、認知症関係で、認知症のサポーターの養成であるとか、あるいは市民後見人の養成だとか、そんな内容を民生委員としても、また認知症の母を持つ家族として非常に興味を持って見ておりました。

8月1日から新しい区長が来られたので、認知症サポーターの話をしました。といひますのは、今月の朝日新聞の中に、厚生労働省が認知症の方も病院からできるだけ自宅、要は地域で生活できるような体制に変えているという方針が出ているというふうなことで、そうなったときに我々人権を考える中でサポーターをやってほしいなという話を持っていたら、どうも区役所でなく、ふれあいセンターのほうになると。

そうなると人権の問題は、先ほどの話で地域に密着した区長のほうで一生懸命やってくれるということやけども、どうも区役所で権限がないのかなと。人権の問題があるということがわかってんのやったら、大阪市は人権をやっていただいているところがきちんと区に落としていただいたらありがたいなと感じましたので、今回参加させていただいて、この部分とあわせて区民の方にお知らせしていきたいなと。また、こういう中でいろいろ知識を教えていただいた審議会委員をはじめ、市役所の方に感謝しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

【加藤委員】

私、前は欠席させていただいて、本当に何を言っているかということなんですけれども、これだけ人権相談の件数が1年間で倍増するということは、やはりすごい社会的にも皆さん悩んでおられる。たくさん、いろんなことがあるんだなというふうにも思ひますし、それをやはり行政としてどのように取り組んでいくか、また市民サービスをどうしていくかということもしっかり踏まえながら、また人権行政として頑張っていっていただきたい

と、そのように思いますし、我々もまたその課題につきましてしっかりと討論させて、議論させていただきたいと存じます。ほんとうに2年間どうもありがとうございました。

【上甲委員】

私自身も人権の大切さというのはわかったんですけども、いろいろな問題についていろいろと勉強させていただいて大変いい機会をいただいたと思います。

私は14年間、松下政経塾で政治家を育てる仕事をしてまいりまして、そろそろ野田総理をはじめ、いろいろと責任を感じておりまして、行政の非常にまじめな努力とともにやっぱり政治の切り込み方というのはすごく大事で、私は橋下市長が誕生したというのは、ある意味ではこういうのを一気に進めるには非常にいい機会ではないかなというそういう思いもあって、私自身も自分の立場上、政治家にこういう人権ということについてもっと政策の中で強く進めるように、自分の立場でいろいろと物申していきたいと思いました。

個人的な感想ですけども、やっぱり人権とともに仁義というか、人間としての義務という面ももう一方に社会的に必要なんだろうなど。人権を強調するとともに、人としての義務というのは一体何かということを僕は社会の中でもっと強くほんとうは訴えていくことによってバランスがとれてくるんじゃないかというのは、これは私自身の今回のこの経験を通じた学びであります。ありがとうございました、どうも。

【菅原委員】

私は公募委員としてこの審議会に参加させてもらっています。きょうの議論の中で出てきた同和問題ですね。私自身は山口の田舎で生まれ育って、解放教育だとかそういったものを全然受けていないんですね。大阪に来て、ボランティアで被差別部落に入って、識字学級というところで学んできました。そこで自分がいろんな人と出会って、障がいのある人だとか部落差別を受けてきた人、いろんな人たちと出会って、先ほど意識調査の中に書かれていた一歩、市民が一歩出て取組みができるというような、そういった人間になれたとは思わないんですが、でも、そういった場所に足を踏み入れて、いろんな人と出会って、経験して学びました。

ただ、この間、4月に出された市政改革プランで、そういった学びの場だとか、市民が啓発事業に触れる、参加できる機会だとか場所というものがほんとうになくされていくと思うんですね。そういった中で、人権というのを言葉だけではなくて市民が実感して自分たちのものや自分たちで大事にしていけないといけないと思えるものにするには、ほんとうにどうしたらいいんだろうというのを日々考えています。今後の審議会がそういったこ

とも含めて議論される場であることを思っています。ありがとうございました。

【辻委員】

辻でございます。

この会議に参加させていただいて、再認識をいろいろさせていただきました。私は反対に中学校のころからずっと同和教育というか、同推校の出身ですので、受けてきましたので。ただ、時代の様相が変わり、いろんな事件が起こったりして再度また、同和問題と、それから同和人権問題というのに広げていってつながっていくのかということが大事だなと思っています。

今、自殺者が3万人というのがずっと続いているような状況で、一人ひとりが非常に孤独な状況に置かれている。つながっていくことの大切さというものをもっと実感できるような行政のあり方というのを進めなければいけないと非常に今切迫感を持って思っておりますので、今、施策の中で、政治の中で、そういった施策の推進をきちっとできる体制を整えなければいけないと思っております。

区の役割が非常に重要視され、また公募区長さんがこれから頑張ろうというときなんですけれども、市民の皆さんの声をどんどん吸い上げていって、ほんとうに中川さんがおっしゃるような市民がどれだけ生まれてくるかということに力点を置いた活動をしていかなければいけないと思いますし、行政もそう変わってほしいなと実感を持って思っておりますので、どうぞ今後とも皆様ご協力をいただきますようによろしく願います。

以上でございます。

【高津委員】

高津でございます。

いろいろありがとうございました。本当にこの会に参加させていただきまして、勉強させていただくことが多くございました。

私自身は情報発信とか広報戦略という観点から、どうやったらもっとわかりやすく人権のことが伝えられるのかなということ日々思っておりましたが、やはり各委員の方のお話を聞くたびに、あるいはこの調査報告を拝見させていただくたびに、1つのことを申すのも非常に奥が深くて、ほんとうに安易な言葉を使うことが非常に難しい問題であるなということを感じておりました。

今回いろいろ行政のほうが変わって、区に権限をつくるということで、1つよかったなと思うことは、やはり大阪市として取り組む場合というのはすべての人権のいろんな問題

に取り組まなければいけないと。それに対して、今度は区として取り組むときに、多分一つ一つ絞った形で取り組んでいかれるのではないかなと、優先順位をつけて取り組まれるのではないかなというふうに思いまして、そういったことというのは非常に効果が出やすいんじゃないかなと思いました。

ただ、もう一方で非常に懸念すると思ったのは、私がこの委員会に出させていただいて思ったことは、区役所のほうがそれほど深い知見を持った形の中で人権問題に取り組んでいけるのかどうなのかというところが、非常に安易な薄っぺらい上っ面だけで始めたんじゃないかということですごく懸念を思いまして、この委員会でいろいろ集まった知識とか、そういうことがいい形で区のほうに伝達されていけばいいんじゃないかと思います。どうもありがとうございました。

【竹村委員】

2年間、ほんとうにありがとうございました。

私は実は地域だとかNPOだとか現場でいろいろな活動をしておられる方に今もかわりを持っているんですけど、その中で感じるのは、先ほどの認知症サポーターの問題、あるいは児童虐待の問題、いろいろな人権相談員の方々、それが実は非常に縦割りなんですね。今感じているのは、今まで人権問題という対象になっていなかった多くの方々が実は対象になってきている。これは家族機能だとか、あるいは地域の中でのつながりがなくなっていく。そういうことの中で、非常に多くの方々が差別の問題を抱えたり、あるいは、そういう状況に置かれているのではないかなと思いますね。

その中で人権を考えていくというのは、非常に幅広い。ところが、行政の施策というのは非常に縦割りになっている。今、大阪市は大きな変革の動きの中で、地域では地域活動協議会という新しい協議会をつくっていくというような動きもある。その中で人権というのは実は根幹になる活動ではないかなと思うんですね。これから行政としてリーダーシップをとって方向を打ち出していくというのが非常に大事なことではないかなと思います。それでなければ、従来のような同じような縦割りのままなのではないかというようなことを非常に気にはしております。

ということで、これから大阪市各区の動きがということになっていくと思いますけど、ここがほんとうに踏ん張りどころだと思いますので頑張ってください。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

【堀委員】

堀でございます。

先ほど紹介されました新しい事業の大学、引き受けたというのを紹介されましたけれども、その1つなんです。若者たちが中心になって人権問題に取り組んでいくよということで採択してもらったんですけども、なかなか自信がないですね。だけど、僕はやはり何でも今そういうふうになってきていると思うんですけど、空洞化するんですね、世の中が。若者主体ということで、常磐会学園大学なんですけれども、少しでも学生、若者が自分の問題として人権問題を考えていってほしい。1人、2人でもいいからそういう学生が出てきてほしいということを考えていまして、その点から言うと、やはり自分というものを持って物事を考えていくということが欠落していくと、人権問題も何もならないだろうというふうに思っています。

そういうことを考えると、今皆さんのお話を聞いていると残念だなと思いますね。審議会はいつも時間がなくて、いい話が出てきたところで終わってしまうということで、ぜひ今度の審議会は1回ぐらいフリーディスカッションというのをする回を審議会の中にきちんと位置づけて、委員相互の認識をぶつけ合うということもしていただけたらと思います。

どうもありがとうございました。

【森田委員】

森田と申します。

大学で教員をしておりますので、この間にいろいろ学ばせていただいたことを大学でどういうふうに私の仕事に結びつけていこうかなということを一部考えても来ました。

今回2年間審議させていただく中で、やっぱり評価してPDCAサイクルを回していくという、このところの立ち上げの部分だったのかなと思います。きょう、少しその成果をご紹介いただきましたが、少しずつではあるが、そういうふうに言ったら失礼かもしれませんが、成果も上げつつあるというふうに伺いました。

全般的な印象ですけども、大阪市なのでなかなか言葉遣いが難しいんですけど、大阪市民と言ったときの大阪に住んでいる人たちという意味と、それから、先ほど中川先生の話にあったような行動する市民と言ったときの市民というのが、同じ市民という言葉なのでなかなか切り分けられないなというふうにも思うんですね。私はやはりシチズンというものを育てていく時期なんだと思います。評価し、数値を示しながらコミュニケーションをつくっていくというのは、やっぱりこれはシチズンというものの姿だと思いますし、シチズンにはそういう力が求められると思います。こういった作業が進んでいくという、そし

て参加していくという、そういう資質をどうやって育てていくかという問題にこれから私たちは立ち向かっていかなければならないのかなという印象を受けました。

どうもありがとうございました。

【山下委員】

山下と申します。

いろいろと、短い期間、ほんとうにありがとうございました。私自身、まだまだ発言が至らなかったなという点が多々あります。そういうところはいろいろ反省して今後活かしていきたいと思っております。

ただ、ほんとうに今、諸外国の中でも今いろんな問題があります。竹島に基づく問題もある中で、日本の中でもこれだけの問題があるというものは非常に苦しいものもあると思いますが、そういった点でもほんとうに一生懸命国内の中でしっかりとらえていけたらなと私自身は思っております。

また、PTAの中でもよく言います。皆さん、「あの人はモンスターペアレント」とか言いありますけれども、自分の子供がいざとなればすべて親がモンスターペアレントになるというふうに私、PTAの役員の中でもみんな言っています。だれかがモンスターペアレントじゃないと。自分の子供に何かあれば、絶対自分もいろんな面でモンスターペアレントに変わるというふうに私たちは言うております。そういった中、一人ひとりが人権問題に関しては取り組んでいかなければならないと思っておりますので、今後もまた何とぞよろしくお願い申しあげます。ほんとうにありがとうございました。

【坂元会長代理】

坂元でございます。

私、何をしゃべっていいのかというので、各委員のお話を聞いてから何をしゃべるのかを決めようと思っていたんですけども、結局皆さんのお話に耳を傾けている間に自分のしゃべることをまとめることもできませんでした。

大学で国際人権法というのを教えておまして、また、国連で人権理事会というところの諮問委員会の委員というのをやっております。これは今年の8月にジュネーブに参りましたけれども、非常に政治的な機関でございまして、我々の委員会の後ろには国連の193カ国の代表が集まっております、その後ろにはNGOが座っております、自国にかかわる問題であればすぐさま「先ほどの委員の発言に訂正を求めたい」とか、そういうようなことを言うところでございます。

ただ、その国連の場でも、今年我々の委員会としては若者の問題を取り上げたいと考えています。理事会で取り上げられるかわかりませんが、今、世界の若者は絶望の中に生きております。スペインは失業率50%を超えておりますけれども、他の欧州諸国も同じようなものでございます。南米もそうであります。南米の委員の話によりますと、実は南米では日本の17.5倍の数の若者が犯罪によって殺されているんです。それだけ失業率が高いので、犯罪に手を染めて銃によって殺される人の数が非常に多い社会なのであります。

日本も非正規雇用が実は常態化しておりまして、国連の場で紹介しましたがけれども、総務省の調査によりますと、30歳～35歳の年齢の人で正規雇用されている方と非正規雇用されている方の婚姻率というのは39%と60%。非正規雇用は39%しか婚姻しておらず、正規雇用の方は60%婚姻しているということで、日本でも家族を持たない若い人たちというのが増えているということでございます。先ほど、家族と社会のつながりというものが希薄になっているというお話でしたけれども、家族そのものを形成するということをあきらめる層が実は日本の中で出てきているんだという問題というのも、我々はほんとうに考えないといけないと思っております。

行政は本当に一人の人間の生まれてから死ぬまですべての局面にかかわるものですから、そのすべての局面において人権の視点というものを生かしていただければなと思っておりますし、また、こういう委員会の委員も、そういうことによって私もいろいろ学ばせていただいております。

昨日は、人権集会のために、東日本大震災で「人権」という小さい短い900字ぐらいのコラムを書きました。そのために「風評被害」というテーマで書いてくれということでした。でも、調べている間に非常に辛い気持ちになりました。それはなぜかというと、被災地の小学生がいじめに遭いました。法務省の人権SOS。いじめで何を言われたか。「あなたも津波で死ねばよかったのに」とかですね。子供の残酷さはここまでいったのかというふうに考えることはできますし、大阪市の市民にはそういう方はおられないと思いますが、桐生市の市議の方ですね、「被災地の人の血液が欲しいですか」と言って献血をしている人たちのブログで、ツイッターでささやいて、この市議の方はもちろん免職になりましたけれども、いろんな差別事象が起っています。

他方で、無縁社会かと考えていた我々の社会は、東日本大震災では多数の人がボランティアで活動してしまっていて、ネガティブな面もありますけれどもポジティブな面もあるので、そのポジティブな面をいかに伸ばしていくか、そういうところにこの人権の視点というも

のを生かしていくということが重要なんだろうと思います。

今後もうこういう大阪市の人権施策を推進するというので、この審議会がさらに発展することを願っています。以上です。

【石田会長】

石田です。

4年間、会長をやらしていただきまして、頼りない会長でいろいろとご迷惑をおかけしたかと思います。まず、その点、謝罪させていただきます。

私は弁護士として人権にかかわる活動をずっとやってきたわけですけども、この審議会ですべて皆さんの話を聞いて、市民として地域社会で、教育の場で、いろんなほんとうにそれぞれのお立場で人権という問題を考え、努力されているという、そういうお話を聞いてほんとうに非常に頼もしくもあり、私自身の勉強にもなって、その点はほんとうにお話を聞かせてもらってよかったなと思っております。

また、大阪市のほうとしても、こういう指標をつくって行政の中に人権の視点を入れていくということ、これは我々この審議会のメンバーも一歩を踏み出せる市民であり、また、その影響にあってそういう市民層が増えていく。大阪市民も職員の人も、こういう指標を行動することによって人権感覚を身につけて一歩踏み出して、それを市民に伝えて、また市民でそういう人たちを増やしていくというふうなことで、そういうふうな広がりになっていったらほんとうにうれしいなと思っております。

私は大阪で生まれて、大阪で育って、多分大阪で死ぬということになると思いますので、こよなくこの大阪が大好きな人間なんですけれども、この大阪が日本の中で、そして世界の中でも人権が守られているんだということを喜んで自慢できるような、そういう大阪市になってほしいと思っております。私はこれでこの委員は任期も終了しまして終わりますけども、ますますこういう審議会が発展していくことを望んでおります。

最後に文句を2つほど。

今日、気がついたんですけども、これだけの資料、もうちょっと早くくれへんかなと。これで審議しろ、議論しろと言われたってちょっと無理筋やなと思いますので、資料をなるべく早くいただくということ。

あと、もう1つ思いましたのは、きょうは本当にいろいろお話を聞かせていただいて、皆さんこういうことを考えて、こんな方なんだなというふうなこと、だんだんわかるんですけども、3回ですよ。たったの3回。だから、もっと早い段階で先ほどおっしゃった

フリーディスカッションというんでしょうか、何もテーマがなかったいいけども、みんなどういう背景を背負って、これからどういう議論をしようとしているのかというふうなことを話ができるような機会があったらよかったかなと最後になって思いましたので、次の会にはぜひまたご検討ください。

以上です。どうもありがとうございました。

【津村企画調整課長代理】

委員の皆さん、活発なご議論をいただき、まことにありがとうございました。

それでは、閉会に当たり、梶本市民局理事よりごあいさつを申し上げます。

【梶本市民局理事】

最後に一番私、感銘したご意見をいろいろいただきましてありがとうございました。

会長がおっしゃるとおり、どうしても報告事項というのが多くて申しわけございません。また次回の開催に当たりましてはできるだけ早い時期にそういう資料を配付するとともに、フリーディスカッションなどもできればと思います。

改めまして、石田会長におかれましては会長として4年間、あるいは委員として6年間、大変ありがとうございました。本当に委員の皆様方におかれましては、委員にご就任いただいて以来、大変ご議論いただきまして、私どもとしましてはこの人権行政推進計画をしっかり進めてまいりたいと考えております。今後とも市政の各般にわたりましてご指導、ご協力、引き続きよろしくお願い申したいと考えております。

どうもありがとうございました。

【津村企画調整課長代理】

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様にご連絡申しあげます。本日の配付資料につきまして、資料の分量が多うございますので、持ち帰りに支障がある場合は自宅等へ郵送させていただきますので、会議終了後、事務局にお申しつけください。

それでは、以上をもちまして、第23回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。本日はまことにありがとうございました。